

政府管掌健康保険におけるレセプト開示について

1 背景

- ① 平成17年4月1日から「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）が施行されることから、政府管掌健康保険における診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の開示の手続きについて、見直しが必要かどうか検討が必要となっている。
- ② 法の施行による、主な変更点は以下のとおり。
 - ・ 法第14条により、被保険者本人または被扶養者本人（以下「本人」という。）から請求があった場合は、レセプト開示は原則として「義務」となること。
 - ・ 法第14条により、本人からレセプトの開示請求があった場合に、全部又は一部を不開示とできるのは、同条各号に該当する場合に限定されること。
 - ・ 法第18条により、開示／部分開示／不開示の決定が、「行政処分」と位置付けられることとなり、したがって、この決定に対して請求者は不服申立てができるようになること。
 - ・ 法第42条により、開示／部分開示／不開示の決定に対して不服申立てがあったときは、原則として「情報公開・個人情報保護審査会」に諮問しなければならないこと。

2 検討すべき主な事項

① レセプト開示における主治医の関与について

- ・ 現在、本人から開示請求がされた場合、主治医（診療担当医）に診療上支障がないか確認の上、開示／部分開示／不開示の決定を行うこととしている。
- ・ 法施行後は、部分開示／不開示決定に対して不服申立てが行われるようになること等から、主治医に対する具体的な確認のとり方について、検討する必要がある。

② 遺族からの開示請求について

- ・ 現状は、死者である被保険者等の遺族（被保険者等の父母、配偶者又は子）からの開示請求があった場合、基本的には遺族であることが確認できれば、開示している。
- ・ 法第2条第2項においては、個人情報の定義について「生存する個人に関する情報」とされているが、法施行後の遺族からの開示請求の具体的な取扱いについて、検討する必要がある。



老企第64号
保発第82号
庁保発第16号
平成9年6月25日

都道府県知事殿

厚生省老人保健福祉局長

厚生省保険局長

社会保険庁運営部長

診療報酬明細書等の被保険者への開示について

標記については、被保険者（被保険者及び被扶養者をいう。以下同じ。）の秘密の保護及び診療上の必要性の観点から、これまで慎重な対応が行われてきたところである。診療報酬明細書等の開示に関する取扱いについては診療報酬明細書等を管理する保険者の判断によるものであるが、近年、被保険者から診療報酬明細書等の開示を求める要望が高まっていることに鑑み、被保険者へのサービスの

充実を図る一環として、その取扱いについて、下記のとおりとりまとめたので、ご了知の上、貴管下健康保険組合、市町村、国民健康保険組合及びその他関係機関に対する周知についてご配慮願いたい。

なお、政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者に係る診療報酬明細書等の開示については、おってその具体的な取扱いにつき社会保険庁関係課長から貴管下主管課（部）長あて通知する。

記

- 1 被保険者から保険者（老人医療受給対象者についてはその者が居住する市町村の長。以下同じ。）に対し診療報酬明細書、調剤報酬明細書、施設療養費明細書及び老人訪問看護療養費・訪問看護療養費明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）の開示（診療報酬明細書等の写しの交付を含む。以下同じ。）の求めがあった場合にあっては、以下のとおり確認した上当該診療報酬明細書等を開示すること。
 - ① 診療報酬明細書等の開示を求める者と当該診療報酬明細書等に記載されている者とが同一であることを確認すること。
 - ② 保険医療機関、特定承認保険医療機関、老人保健施設、指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に対して、当該診療報酬明細書等を開示することによって本人が傷病名等を知ったとしても本人の診療上支障が生じない旨を確認すること。その際、保険医療機関等においては、主治医の判断を求めるものとする。
 - ③ 調剤報酬明細書に係る②の確認については、当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等に対し行われるものであること。なお、②の確認をとった上、当該調剤報酬明細書を開示する場合には、当該調剤報酬明細書を発行した保険薬局に対しその旨通知を行うこと。

2 被保険者が未成年者若しくは禁治産者である場合の法定代理人又は被保険者の委任を受けた弁護士から被保険者本人に代わって当該被保険者に係る診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合についても、以上の取扱いに準ずること。

3 遺族からの開示の求めがあった場合についても、各保険者の判断において、社会通念に照らし適当と認められるときは開示して差し支えないこと。

政府管掌健康保険及び船員保険の診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領

第1 目的

この要領は、政府管掌健康保険及び船員保険の診療報酬明細書等（以下「レセプト」という。）の開示の依頼があった場合における取扱いに関し、その基本的事項を定め、もって個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に係る取扱いに十分配慮をしつつ被保険者等へのサービスの一層の充実を図るとともに、社会保険事務所におけるレセプトの開示業務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。

第2 開示対象レセプトの範囲

開示の対象は、原則として過去5年間分の政府管掌健康保険及び船員保険に係るレセプト（老人医療に係るレセプトは除く。）とすること。

第3 開示依頼対象者の範囲

個人のプライバシーの保護を図る観点から、次に掲げる者に限り開示の依頼に応じること。

1 被保険者等

- (1) 被保険者及び被扶養者本人（被保険者であった者及び被扶養者であった者を含む。ただし、死亡している者を除く。以下「被保険者」という。）
- (2) 被保険者が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人
- (3) 被保険者からレセプトの開示依頼に関する委任を受けた弁護士

2 遺族等

- (1) 被保険者が死亡している場合にあつては、当該被保険者の父母、配偶者又は子（以下「遺族」という。）
- (2) 遺族が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人
- (3) 遺族からレセプトの開示依頼に関する委任を受けた弁護士

第4 開示依頼の受付社会保険事務所

開示の依頼があった場合は、依頼者の利便性を考慮し、いずれの社会保険事務所でも受付けること。

第5 業務処理方法

1 被保険者等からの開示依頼の場合

(1) 開示依頼に係る書類の受付

開示依頼書の受付に当たっては、依頼者の本人確認を厳格に行う必要があることから、依頼者本人の来所を求め、「診療報酬明細書等の開示依頼書」（以下「開示依頼書」という。）（別記様式1）を提出させること。

なお、当該依頼者に対し、別紙「診療報酬明細書等の開示を依頼される方へ（お知らせ）」を必ず配布するとともに、次に掲げる事項を十分説明し理解を求めること。

- ① 依頼者の本人確認の必要性
- ② 保険医療機関等に対する事前確認の必要性
- ③ 保険医療機関等が開示に同意をしなかった場合については開示できない旨
- ④ 開示依頼のあったレセプトが存在しない場合については開示できない旨
- ⑤ 診療内容に係る照会については対応できない旨
- ⑥ 交付の方法について
- ⑦ 交付までの標準的な所要日数について
- ⑧ 開示依頼に必要な書類について
- ⑨ レセプトには必ずしも診療内容全てが記載されているものではない旨

(2) 依頼者の本人確認方法

依頼者の本人確認は、以下に掲げる書類（有効な原本に限る。写しは不可。）の提出又は提示を求めて確認すること。

なお、提示をもって確認した場合には、原則として提示された書類の写しを取るものとし、その際には本人の了解を得ること。

① 被保険者による開示依頼の場合

下記ア又はイに掲げる書類で確認すること。

また、婚姻等によって、開示依頼時の氏名が診療時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認すること。

ア. 次のうちいずれか1点

運転免許証、旅券（パスポート）、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員等）、無線従事者免許証、官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人等の職員の身分証明書（写真・生年月日のあるもの）

イ. 次のうちいずれか2点（a + b又はa + a）

| | |
|---|---|
| a | 健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、老人保健法医療受給者証、厚生年金保険年金証書（手帳）、船員保険年金証書（手帳）、国民年金年金証書（手帳）、共済年金証書、恩給証書、身体障害者手帳、依頼書に押印した印の印鑑登録証明書 |
| b | 次のうち写真が貼ってあるもの 会社の身分証明書、学生証、公の機関が発行した資格証明書 |

② 法定代理人からの開示依頼の場合

法定代理人（依頼者）の本人確認は、前記①に掲げる書類で確認するほか、被保険者が未成年者又は成年被後見人であること及び依頼者が当該被保険者の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類の提出又は提示を求めて確認すること。

- ア. 戸籍謄本（抄本）
- イ. 住民票
- ウ. 登記事項証明書（「後見登記等に関する法律」による）
- エ. 家庭裁判所の証明書
- オ. その他法定代理関係を確認し得る書類

③ 弁護士からの開示依頼の場合

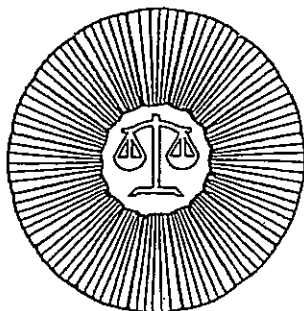
弁護士（依頼者）の本人確認は、日本弁護士連合会会則第29条第2項に定める弁護士の帯用する記章（以下「弁護士記章」という。）及び登録番号の提示を求め、かつ、当該弁護士に係る法律事務所の名称及び住所等の記載のある日本弁護士連合会又は所属弁護士会発行の身分証明書等の提出又は提示を求め確認すること。

なお、身分証明書等がない場合は弁護士に係る前記①に掲げる書類で確認すること。

また、被保険者の署名・押印のある「委任状」及び委任状に押印された印の印鑑登録証明書の提出を求め、当該被保険者からレセプトの開示依頼に関する委任があることを確認すること。

なお、弁護士記章の形状及び制式は次のとおりである。

- ア. 大きさ及び形状



直径20.5^{mm}（中央部直径6.5^{mm}）

厚さ5^{mm}

- イ. 表面

16弁のひまわり草の花の中心部に秤一台を配する。

色彩…「花卉の部分は金色黒いぶし。中心部地色は銀色。」又は「金製」

- ウ. 裏面

「日本弁護士連合会員章」の文を刻し、かつ、ねじ台の部分に登録番号を刻する。

(3) 開示依頼書の受理

開示依頼書の受理に当たっては、依頼者の本人確認及び開示依頼書の各項目の記載に漏れ、誤りがないことの確認をした後、開示依頼書を受理し、受付日付印を押印のうえ当該依頼者へ開示依頼書の控えを手渡すこと。

(4) 保険医療機関等への照会

レセプトの開示に当たっては、開示することによって本人が傷病名等を知ったとしても本人の診療上支障が生じないことを事前に主治医に対して確認すること。

この確認に当たっては、「診療報酬明細書等の開示について（照会）」（別記様式2）に回答期限（発信日より14日間）を記入し、「診療報酬明細書等の開示について（回答）」（別記様式3）、開示依頼のあったレセプトについて、レセプト情報管理システムから出力した開示用のレセプト（以下「開示用レセプト」という。）及び切手を貼付した返信用封筒を添えて、当該レセプトを発行した保険医療機関等に対し、レセプト開示の適否について照会すること。

また、レセプト開示の適否については、当該レセプトを開示することにより本人の診療上支障が生じない場合については「開示」、診療上支障が生じる部分を伏して開示する場合については「部分開示」、当該レセプトを開示することにより診療上支障が生じる場合については「不開示」と区分すること。

なお、回答期限が経過しても回答が無い場合については、当該保険医療機関等に対し電話等により回答の要請をするなど適切な対応を図ること。

(5) 開示、部分開示又は不開示の決定

保険医療機関等より、当該レセプトについて前記(4)の回答があった場合にあっては、その回答に従って開示、部分開示又は不開示を決定すること。

また、保険医療機関等より部分開示の旨回答があった場合にあっては、当該不開示部分を伏したうえで開示すること。

なお、次に掲げる場合にあっては、当該レセプトについては開示の取扱いとすること。

- ① 保険医療機関等に対し照会を行った際に示した回答期限内に当該保険医療機関等から回答がなかった場合において、電話等により回答の要請をしてもなお回答が得られないとき。（ただし、主治医と連絡中である等遅延に相当な事由が認め

られる場合を除く。)

- ② 当該保険医療機関等の廃止等の事情により、保険医療機関等に対して前記(4)の照会を行うことができない場合。
- ③ 照会の結果、送達不能で返戻された場合において、当該保険医療機関等を管轄する都道府県保険主管課(部)に確認してもなお当該保険医療機関等の所在が確認できないとき。

(6) 調剤報酬明細書の取扱いについて

調剤報酬明細書(以下「調剤レセプト」という。)について開示の依頼があった場合は、当該調剤レセプトに記載された保険医療機関等に対し前記(4)の照会を行い、(5)の決定を行うこと。

なお、当該調剤レセプトを開示する場合においては、当該調剤レセプトを発行した保険薬局に対し、「調剤報酬明細書の開示について(お知らせ)」(別記様式4)によりその旨を速やかに連絡すること。

(7) 開示又は部分開示の場合の連絡及び交付方法

① 窓口交付を希望した場合

ア. 依頼者への連絡

開示又は部分開示の決定を行ったときは、「診療報酬明細書等の開示についてのお知らせ」(別記様式5)により速やかに依頼者に連絡すること。この場合、「親展」扱いで郵送すること。

なお、当該「診療報酬明細書等の開示についてのお知らせ」を発送した日から1ヵ月経過しても来所(連絡)がない場合は、開示用レセプトを破棄して差し支えないこと。

イ. 交付を行う際の依頼者本人であることの確認

先に依頼者あて送付した「診療報酬明細書等の開示についてのお知らせ」の提示を求め、前記(2)に準じて本人確認を行うこと。

ただし、受付時に本人確認の手段として提出された書類又は提示された書類の写しがある場合には、それにより、依頼者本人であることの確認を行っても差し支えないこと。

ウ. 開示用レセプトの交付

開示用レセプトの交付に当たっては、当該開示用コピーレセプト（1部に限る。）に「社会保険事務所」及び「開示日」を押印し、交付すること。

なお、交付の際は、受領者（依頼者）から開示依頼書の右下欄に署名を受けること。

② 郵送による交付を希望した場合

ア. 依頼者への連絡及び交付

開示又は部分開示の決定を行ったときは、「診療報酬明細書等の開示についてのお知らせ」（別記様式6）に「社会保険事務所」及び「開示日」を押印した開示用レセプト（1部に限る。）を添付のうえ、速やかに依頼者に交付すること。

なお、この場合、開示依頼書の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所あてに「親展」扱いで送付すること。

イ. 返戻分の取扱い

送達不能で返戻された開示用レセプトは、返戻された日から1カ月経過しても来所（連絡）がない場合、破棄しても差し支えないこと。

(8) 不開示の場合の取扱い

不開示の決定を行ったときは、「診療報酬明細書等の不開示について」（別記様式7）により速やかに依頼者に連絡すること。

なお、この場合、開示依頼書の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所あてに送付すること。

(9) 不存在の場合の取扱い

開示の依頼があったレセプトについて、調査してもなおその存在が確認できない場合は「不存在」とし、「診療報酬明細書等の不存在について」（別記様式8）により速やかに依頼者に連絡すること。

なお、この場合、開示依頼書の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所あてに送付すること。

2 遺族等からの開示依頼の場合

遺族等から開示の依頼があった場合については、前記1「被保険者等からの開示依頼の場合」における取扱い（前記1(1)「開示依頼に係る書類の受付」の依頼者に説明する事項のうち②及び③、(4)「保険医療機関等への照会」、(5)「開示、部分開示又は不開示の決定」、(6)「調剤報酬明細書の取扱いについて」並びに(8)「不開示の場合の取扱い」を除く。)に準じ、開示の依頼に応じること。この場合において、これらの規定中「被保険者」とあるのは「遺族」と読み替えること。

また、遺族等には、遺族等の同意が得られれば、保険医療機関等が照会に円滑に対応できるよう、レセプトを開示したことを当該保険医療機関等に連絡する取扱いとなっていることを説明し、保険医療機関等への連絡について同意するか否かを「診療報酬明細書等の開示依頼書」に記入させること。

なお、遺族等についての本人確認の際には、前記1(2)に掲げた書類による確認に併せて、当該被保険者の死亡の事実及び当該被保険者の遺族であることを次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類の提出又は提示を求めて確認すること。

ア. 戸籍謄本（抄本）

イ. 住民票（除票）

ウ. 死亡診断書

おって、開示用レセプトを交付する場合においては、保険医療機関等に連絡することについて遺族等の同意を得た上で、当該保険医療機関等（調剤レセプトを開示する場合においては保険薬局も含む。）に対し、「診療報酬明細書等の開示について（お知らせ）」（別記様式9）によりその旨を速やかに連絡すること。

3 標準業務処理期間

- (1) 開示依頼書を受理してから開示等の連絡及び交付に至るまでの業務処理期間は、1カ月程度を目途とすること。
- (2) 前記(1)の期間を超える場合には、依頼者に「診療報酬明細書等の開示について（遅延のお知らせ）」（別記様式10）によりその旨を連絡し、理解を得るよう努めること。

4 「レセプト開示受付・処理経過簿」の整理

開示依頼書の受付から開示等の連絡及び交付に至るまでの処理経過については、その都度「レセプト開示受付・処理経過簿」（別記様式11）に記載し、進捗状況を把握すること。

第6 開示に係る業務区分

開示依頼書を受け付けた社会保険事務所（以下「受付社会保険事務所」という。）と当該レセプトを管理している社会保険事務所（以下「管理社会保険事務所」という。）が異なる場合の業務区分は次のとおりとすること。

1 受付社会保険事務所の業務

- (1) 開示依頼書の受理
- (2) 依頼者の本人確認
- (3) 管理社会保険事務所へ開示依頼があった旨の連絡（開示依頼書の写しを送付）
- (4) 管理社会保険事務所より開示用レセプト及び保険医療機関等からの回答書等の受理
- (5) 保険医療機関等（遺族等に対して開示する場合）及び保険薬局へ開示の連絡
- (6) 依頼者への連絡及び開示用レセプトの交付
- (7) 関係書類の整理保管
- (8) 実施状況の報告

2 管理社会保険事務所の業務

- (1) 受付社会保険事務所より回付された開示依頼書の写しの受理
- (2) 開示依頼レセプトの抽出
- (3) 保険医療機関等への照会（開示用レセプト添付）
- (4) 開示、部分開示又は不開示の決定（不存在を含む）
- (5) 受付社会保険事務所へ開示用レセプト及び保険医療機関等からの回答書等の送付
- (6) 関係書類の整理保管
- (7) 実施状況の報告

第7 関係書類の整理保管

レセプト開示に係る一連の関係書類は、受付日毎に整理し保管すること。

なお、関係書類の保存期間については10年とし、文書処理済（完結）となった年度の翌年度から起算するものであること。

第8 開示業務担当部署

レセプト開示に係る業務は、個人データを直接取り扱うものであり、かつ、依頼者と個別の対応を行う業務であることから、原則として、医療給付担当課（社会保険給付専門官を含む。）においてこれを行うものとする。

第9 実施状況報告

毎年、前年度分の「レセプト開示受付・処理経過簿」の写しを4月末日までに、地方社会保険事務局を経由のうえ、社会保険庁運営部医療保険課長あて報告すること。

なお、この場合、都道府県計としての集計作業は要しないこと。

診療報酬明細書等の開示依頼書

社会保険事務局長 殿

平成 年 月 日 提出

社会保険事務所長 殿

受付整理番号

| | | | | |
|--------------|------------|---|---------------|------------------------|
| 依頼者欄 | 氏名 | (フリガナ) | 男 | 1 明治. 2 大正. 3 昭和. 4 平成 |
| | | | 女 | 年 月 日 生 |
| | 住所 | 〒 - 都道府県 | 郡市区 | 町村 |
| | | | (電話) | - - |
| | 受診者との関係 | 1. 本人 2. 遺族 3. (未成年者・成年被後見人)の法定代理人 4. 弁護士 | | |
| 開示(交付)の方法 | 1. 窓口交付を希望 | | 2. 郵送による交付を希望 | |
| *遺族の氏名及び生年月日 | (フリガナ) | 1 明治. 2 大正. 3 昭和. 4 平成 | 年 月 日 生 | |

※「氏名」欄は、必ず依頼者本人が署名してください。

なお、本人確認書類に印鑑登録証明書を提出する場合のみ登録されている印を押印してください。(その他の場合は、押印の必要はありません。)

※「住所」欄は、依頼者が提示又は提出した書類等に記載された現住所を記入し、また、地番、アパート名等まで詳しく記入してください。

※*印欄は、依頼者が、遺族の法定代理人又は遺族から委任を受けた弁護士の場合のみ記入してください。

次のとおり診療報酬明細書等の開示(交付)を依頼します。

| | | | | |
|-----------------------------|-------------------|-------------|------------------------------|------------------|
| 本人・受診者欄 | 氏名 | (フリガナ) | 男 | 1 大正. 2 昭和. 3 平成 |
| | | | 女 | 年 月 日 生 |
| | 住所 | 〒 - 都道府県 | 郡市区 | 町村 |
| | | | (電話) | - - |
| | 診療時における被保険者証の記号番号 | 被保険者・被扶養者の別 | *被扶養者である場合については被保険者の氏名及び生年月日 | |
| | 1. 被保険者 2. 被扶養者 | 氏名: 年 月 日 生 | | |
| *被保険者証の記号番号が不明の場合のみ記入してください | 事業所名: (給付所有者名) | 所在地: | | |

※受診当時の氏名を記入してください。

※依頼者が本人の場合は、「氏名、生年月日及び住所」欄の記入の必要はありません。

| 診療年月 | 診療報酬明細書等区分 | | | | |
|----------|------------|----------|-------|-------|--------|
| 年 月診療分 | 1. 医科入院 | 2. 医科入院外 | 3. 歯科 | 4. 調剤 | 5. その他 |
| 年 月診療分 | 1. 医科入院 | 2. 医科入院外 | 3. 歯科 | 4. 調剤 | 5. その他 |
| 年 月診療分 | 1. 医科入院 | 2. 医科入院外 | 3. 歯科 | 4. 調剤 | 5. その他 |
| 年 月診療分 | 1. 医科入院 | 2. 医科入院外 | 3. 歯科 | 4. 調剤 | 5. その他 |
| 保険医療機関等名 | | | 所在地 | | |

※所在地は、市区町村名まで記入してください。

受領者(依頼者)署名

受付日印

※受領の際にご記入下さい。

(裏面)

遺族等からのレセプト開示依頼の場合

| | | |
|---------------------------------------|----------|-----------|
| 遺族等に対してレセプトを開示したことを保険医療機関等へ連絡することについて | 1. 同意します | 2. 同意しません |
| | | |

※以下の各欄は記入する必要がありません。

| | |
|-------------|---|
| A 本人確認書類 | 1. 運転免許証 2. 旅券 (パスポート) 3. 身分証明書 (官公庁等の写真付) 4. 船員手帳 5. その他 () |
| | 6. 健康保険被保険者証 7. 船員保険被保険者証 8. 国民健康保険被保険者証 9. 厚生年金保険年金証書 (手帳) 10. 身体障害者手帳 11. 依頼書に押印した印の印鑑登録証明書 12. 写真付身分証明書 (学生証、会社) 13. 写真付公の機関が発行した資格証明書 14. その他 () |

| | |
|----------------------------|--|
| B 本人 (受診者) 死亡・遺族特定の確認書類 | 1. 戸籍謄本 (抄本) 2. 住民票 (除票) 3. 死亡診断書 4. その他 () |
|----------------------------|--|

| | |
|-----------------|--|
| C 法定代理人の確認書類 | 1. 戸籍謄本 (抄本) 2. 住民票 3. 登記事項証明書 4. 家庭裁判所の証明書 5. その他 () |
|-----------------|--|

| | |
|---------------|---|
| D 弁護士の確認書類 | 1. 弁護士記章 (登録番号No.) 2. 身分証明書 3. レセプト開示依頼にかかる「委任状」及び委任状に押印された印の印鑑登録証明書 |
|---------------|---|

* Dの書類は、3点とも必要。(身分証明書がない場合はAの書類)

| 診療報酬明細書等摘要欄 | | | | | |
|-------------|---------|---|---|-----|-----|
| 整理番号 | — | — | — | — | — |
| | — | — | — | 総枚数 | 枚 |
| 管理社会保険事務所名 | 社会保険事務所 | | | TEL | — — |

(様式 2)
(保険医療機関等)

平成 年 月 日
受付整理番号 _____

殿

_____ 社会保険事務局長

_____ 社会保険事務所長

印

診療報酬明細書等の開示について (照会)

平素より、政府管掌健康保険及び船員保険の事業運営にご理解、ご協力賜りありがとうございます。

さて、診療報酬明細書等につきましては、診療上の支障が生じない場合には、被保険者等へのサービスの充実を図る観点から、個人のプライバシー保護に十分留意しつつこれを被保険者等へ開示しているところです。

つきましては、下記のとおり、診療報酬明細書等の開示依頼がありましたので、別添の診療報酬明細書等を開示することにより、本人が傷病名等を知った場合に診療上支障が生じるか否かについて、主治医等にご確認いただきたくお願いいたします。

ご回答にあたりましては、別紙「診療報酬明細書等の開示について (回答)」により、平成 年 月 日までにご回答くださいますようお願いいたします。

回答書中、開示の適否欄については、当該診療報酬明細書等を開示することにより本人の診療上支障が生じない場合については「開示」、診療上支障が生じる部分を伏して開示する場合については「部分開示」、当該診療報酬明細書を開示することにより診療上支障が生ずる場合については「不開示」と区分しております。

また、部分開示の場合につきましては、不開示部分をマジック等で消し込んでその写しを送付してください。

なお、回答期日までにご回答 (ご連絡) がない場合につきましては、診療上問題がないものと判断し、依頼者あて当該診療報酬明細書等の写しを交付することを申し添えます。

記

| 受付日 | 依頼者 | 依頼者名 | 受診者名 |
|-----|-----------------------------|------|------|
| | 1. 本人 2. 法定代理人 3. 弁護士 | | |

| 診療年月 | 診療報酬明細書等区分 | | | | |
|--------|------------|----------|-------|-------|--------|
| 年 月診療分 | 1. 医科入院 | 2. 医科入院外 | 3. 歯科 | 4. 調剤 | 5. その他 |
| 年 月診療分 | 1. 医科入院 | 2. 医科入院外 | 3. 歯科 | 4. 調剤 | 5. その他 |
| 年 月診療分 | 1. 医科入院 | 2. 医科入院外 | 3. 歯科 | 4. 調剤 | 5. その他 |
| 年 月診療分 | 1. 医科入院 | 2. 医科入院外 | 3. 歯科 | 4. 調剤 | 5. その他 |

担当: _____ TEL - -

(様式3)

_____ 社会保険事務局 御中

平成 年 月 日

_____ 社会保険事務所 御中

保険医療機関等名 _____ 印
(主治医名 _____ 印)

診療報酬明細書等の開示について (回答)

(受診者)

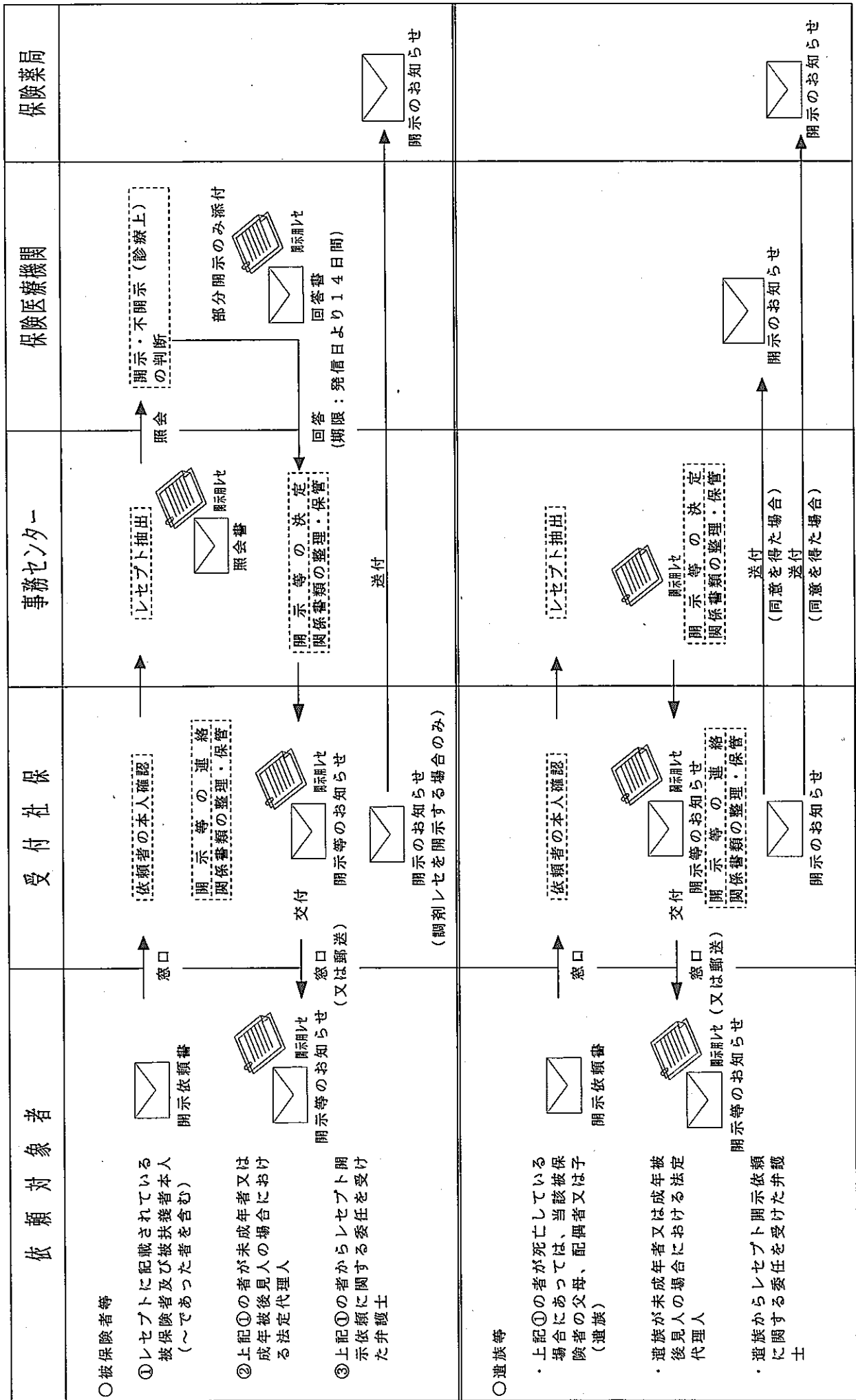
平成 年 月 日付受付番号 _____ で照会のありました _____ 殿
に係る標記の件について、下記のとおり回答します。

記

| 診療年月 | 開示の適否の区分 | 診療報酬明細書等区分 |
|--------|----------------------------|---------------|
| 年 月診療分 | 1. 開示 2. 部分開示 3. 不開示 | 入. 外. 歯. 調. 他 |
| 年 月診療分 | 1. 開示 2. 部分開示 3. 不開示 | 入. 外. 歯. 調. 他 |
| 年 月診療分 | 1. 開示 2. 部分開示 3. 不開示 | 入. 外. 歯. 調. 他 |
| 年 月診療分 | 1. 開示 2. 部分開示 3. 不開示 | 入. 外. 歯. 調. 他 |

なお、部分開示の場合には、当該不開示部分を消し込んだ診療報酬明細書等を添付しております。

レセプト開示に係る事務処理の流れ図



行政機関個人情報保護法の概要

1. 目的

国の行政機関における個人情報の適正な取扱い

1. 対象機関

国のすべての行政機関（会計検査院を含む。）

2. 対象情報

電子記録のみならず、行政文書に記録されている個人情報

3. 個人情報の適切な取扱い

- ① 保有制限 利用目的の達成に必要な範囲内等
- ② 書面による直接取得に際しての利用目的の明示
- ③ 利用・提供の制限 利用目的以外の目的のための利用・提供の原則禁止
- ④ 正確性の確保 利用目的の達成に必要な範囲で事実と合致
- ⑤ 安全の確保 漏洩等防止のための措置

4. 個人情報ファイルの適正な管理と公表

- ① ファイル保有に当たっての総務大臣に対する通知
- ② 個人情報ファイル簿の作成と公表（インターネット等も活用）

5. 本人関与

- ① 開示請求制度 本人開示に支障の生じるおそれのあるものを除く開示（部分開示を含む。）義務
- ② 訂正請求制度 事実と相違するものについて利用目的の達成に必要な範囲での訂正義務
- ③ 利用停止請求制度 不適法な取得、利用、提供について適正な取扱いを確保し事務の適正な遂行に著しい支障をおよぼさない限りにおいて利用停止義務

6. 不服申立て

開示、訂正、利用停止を拒否する決定に対する不服申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会への諮問義務

7. 罰則

以下の行為を行った行政機関の職員等に関する罰則

- ① コンピュータ処理されている個人情報データの漏洩
- ② 不正な利益を図る目的での個人情報の提供又は盗用
- ③ 職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用した個人の秘密の収集

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（抄）
（平成十五年五月三十日法律第五十八号）

（目的）

第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

5 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう

(開示請求権)

第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第十四条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方

公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第十五条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められ

るときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第十六条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第十七条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第十八条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第四条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十九条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から三十日以内しなければならない。ただし、第十三条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十三条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下この条、第四十三条及び第四十四条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第十四条第二号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第十六条の規定により開示しようとするとき。

- 3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第四十二条及び第四十三条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第二十四条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 行政機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第十八条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にななければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（審査会への諮問）

第四十二条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

- 一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- 二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第四十四条第一項において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- 三 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。
- 四 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。

健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン案（抄）

厚生労働省保険局保険課

I 本指針の趣旨、目的、基本的考え方

2. 本指針の構成及び基本的考え方

個人情報の取扱いについては、法第3条において、「個人情報が、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえ、個人情報を取り扱うすべての者は、その目的や様態を問わず、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならない。

特に、医療分野は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び国会における附帯決議において、個人情報の性質や利用方法等から、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つであると指摘されており、保険診療に係る診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）等を取り扱う健保組合等においては、積極的な取組が求められている。

このことを踏まえ、本指針では、法の趣旨を踏まえ健保組合等における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、健保組合等においては、法令、基本方針及び本指針の趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。

8. 遺族への個人情報の提供の取扱い

法は、OECD8原則の趣旨を踏まえ、生存する個人の情報を適用対象とし、個人情報の目的外利用や第三者提供に当たっては本人の同意を得ることを原則としており、死者の情報は原則として個人情報としないことから、法及び本指針の対象とはならない。しかし、被保険者等が死亡した際に、遺族から診療報酬明細書等の個人情報について照会が行われた場合、健保組合等は、被保険者等本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重しつつ、特段の配慮が求められる。このため、被保険者等が死亡した際の遺族に対する診療報酬明細書等の個人情報の提供については、「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」（平成9年6月25日保発第82号他）において取扱いが定められていることを踏まえ、健保組合等は、同通知の内容により遺族に対して診療報酬明細書等の個人情報の提供を行うものとする。

II 用語の定義

1. 個人情報（法第2条第1項）

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

「個人に関する情報」は、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化さ

れているか否かを問わない。

また、例えばレセプトには、被保険者等について客観的に検査をしたデータもあれば、それに対して医師が判断した傷病名、診療行為が記載されている。これら全体が被保険者等個人に関する情報に当たるものであるが、あわせて、当該レセプトを作成した医師の側からみると、自分が判断した傷病名、診療行為を書いているものでもあるので、レセプトに氏名が明記されている場合や医療機関名から容易に特定の医師を識別できる場合については、医師個人に関する情報とも言うことができる。したがって、レセプト等に記載されている情報の中には、被保険者等と医師等双方の個人情報という二面性を持っている部分もあることに留意が必要である。

なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

本指針は、健保組合等が保有する個人情報を対象とするものであり、個人情報データベース等（3. 参照）に整理されていない場合でも個人情報に該当する。

Ⅲ 健保組合等の義務等

7. 本人からの求めによる保有個人データの開示（法第25条）

（開示）

法第二十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

（個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法）

令第六条 法第二十五条第一項の政令で定める方法は、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）とする。

（1）開示の原則

健保組合等は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法等により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

(2) 開示の例外

開示することで、法第25条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

開示することで、法第25条第1項第1号の「本人又は第三者の権利利益を害するおそれがあるかどうか」の判断は、健保組合等においては容易でないため、別に定めるガイドライン（現行の「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」（平成9年6月25日保険局長他連名通知）の内容の通知）に基づき、開示に当たって、担当医の判断を要するものとする。

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・健保組合等は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。また、当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨知らせることとする。ただし、開示することにより、法第25条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- ・Ⅱ1. に記したとおり、例えばレセプトの情報の中には、被保険者等の保有個人データであって、診察した医師の保有個人データでもあるという二面性を持つ部分が含まれるものの、そもそもレセプト全体が被保険者等の保有個人データであることから、被保険者等本人から開示の求めがあった場合に、その二面性があることを理由に全部又は一部を開示しないことはできない。ただし、法第25条第1項の各号のいずれかに該当する場合には、法に従い、その全部又は一部を開示しないことができる。
- ・開示の方法は、書面の交付又は求めを行った者が同意した方法による。
- ・健保組合等は、求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、本人に通知する場合には、本人に対してその理由を説明するよう努めなければならない。
- ・他の法令の規定により、保有個人データの開示について定めがある場合には、当該法令の規定によるものとする。

【その他の事項】

- ・法定代理人等、開示の求めを行い得る者から開示の求めがあった場合、原則として被保険者等本人に対し保有個人データの開示を行う旨の説明を行った後、法定代理人等に対して開示を行うものとする。
- ・健保組合等は、保有個人データの全部又は一部について開示しない旨決定した場合、本人に対するその理由の説明に当たっては、文書により示すことを基本とする。また、苦情への対応体制についても併せて説明することが望ましい。

社会保険庁の在り方に関する有識者会議におけるレセプト開示についての発言要旨

第2回（平成16年8月25日）

○大熊委員

課題の設定について言えば、政管健保の話が出ておらず、年金だけになっている。政管健保も、社会保険庁の重要な業務なので、採り上げる必要がある。

例えば、政管健保は大幅な赤字だが、赤字をかなり圧縮できる明らかな方法がある。その一つは、本人や遺族から開示請求があれば、医療機関の同意なしにレセプトを無条件に開示する原則を政管健保がまず打ち出すことだ。レセプトの開示のこうした原則を医療関係者に周知し、それが医療保険すべてに波及すれば、水増し請求、架空請求がかなり圧縮され、相当程度赤字の部分も少なくなる効果が期待できるのではないか。このように、政管健保がリーダーとなってやれることがいろいろある。そのようなことが可能となる組織改革、権限改革によって職員の志気を高めることもテーマに考えるべき。

第3回（平成16年9月17日）

○大熊委員

資料1の6ページ目に記載されている「レセプト開示請求が可能である旨及びその手続等について情報提供する」というのは、前回の会議で私が申し上げたことを取り上げていただいたものだと思うが、レセプト開示については、医療機関に問い合わせることなく、無条件に開示することが非常に重要であり、開示請求したことを医療機関に知らせるという現行の規程は、個人情報保護法にも違反している。架空請求をなくすためにも社会保険庁が率先して行うべき。

○坂口厚生労働大臣

レセプトの開示は、御本人・御家族から要求があれば示せるようにしていかないといけないと思っている。

第4回（平成16年10月25日）

○大熊委員

レセプト開示について、請求件数が5,000件ぐらいだという資料が出されているが、これについては、請求したことが医療機関、主治医に知れることを恐れて請求しない人もいるということを認識しておいていただきたい。

第5回（平成16年11月26日）

○大熊委員

年金については、個人認証を活用してインターネットで自分のデータを見ることができるようになりますとあって、同じようにレセプトについても個人情報をインターネットで見えるようにすることも、すぐにではなくてもいいから「検討する」ということを書き込めないかと申し上げた。また、レセプト開示を無条件にということはずっと申し上げてきていて、坂口前大臣も御本人・御家族から要求があれば示せるようにしていかないといけないとはっきりおっしゃったが、無条件のレセプト開示について盛り込まれていないことを非常に残念に思っている。

政府管掌健康保険及び船員保険におけるレセプト開示件数

| 年度 | 請求者数(人) | 請求枚数 | 開示枚数 | 部分開示枚数 | 不開示枚数 | その他 |
|--------|---------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 平成9年度 | 120 | 1,127 | 1,007 | 11 | 19 | 90 |
| 平成10年度 | 199 | 1,780 | 1,553 | 26 | 13 | 188 |
| 平成11年度 | 225 | 2,240 | 1,959 | 20 | 18 | 243 |
| 平成12年度 | 393 | 2,854 | 2,231 | 0 | 33 | 590 |
| 平成13年度 | 401 | 4,540 | 3,356 | 2 | 29 | 1,153 |
| 平成14年度 | 409 | 4,832 | 3,798 | 6 | 15 | 1,013 |
| 平成15年度 | 400 | 4,141 | 3,557 | 30 | 29 | 525 |

注1：平成9年度は、平成9年7月から平成10年3月まで。

注2：その他は、年度末の時点で照会中のもの、または不存在的なもの。